

砥部町農業委員会総会
令和 7 年 1 月 6 日議事録

令和 7 年 1 月 6 日 農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和 7 年 1 月 農業委員会総会
2 開始日時	令和 7 年 1 月 6 日（月） 11 時 00 分～
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	大野和博（会長）、山田義秀（会長職務代理） 正岡英司、佐野淳子、松村 要、渡部智磨子、坂本勝美 竹内 勝、福田康彦、久保 徹、門田幸一、相原雄一 笹山準一、松尾利勝、三木恭子、日ノ岡光政、越智 守
5 欠席委員	河瀬利文
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	池田 晃一（事務局長） 森岡 誠 （事務局農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和 7 年 1 月 6 日 砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について 1 件

日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出について 1 件

日程第 4 議案第 3 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による事業の状況等について 1 件

日程第 5 議案第 4 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について 1 件

日程第 6 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地
利用集積計画について 2 件

・閉会

令和 7 年 1 月 6 日砥部町農業委員会総会

令和 7 年 1 月 6 日（月） 11 時 00 分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	ご起立ください。礼。ご着席ください。 只今から 1 月農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、大野会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局	ありがとうございました。 本日は、河瀬委員より欠席の旨、通知がありました。 本日の出席委員は 18 名中 17 名で、過半数に達していますので、総会が成立していますことをご報告いたします。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第 3 条により、会長が議長を務めることとなっていますので、以降の議事の進行を大野会長にお願いします。
議 長	それでは、1 月農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第 20 条第 2 項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、7 番、竹内勝委員さん、8 番、福田康彦委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大内さんを指名いたします。
議 長	日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について、1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 1 ページをご覧ください。こちらは相続による届出のため、地図はありません。 届出人は〇〇、届出地は〇〇です。 〇〇に亡くなられた、〇〇さんからの相続によるものです 以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定により、記載のとおり確認しておりますので、次に進みます。
議 長	日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出について、1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事 務 局	議案書の 2 ページ、地図は 1 ページをご覧ください。 市街化区域内の用悪水路への転用で、所有権移転の案件です。 渡人は〇〇さん、受人は〇〇です。 申請地は〇〇です。水路の一部が農地に含まれていたため、該当部分を分筆し、転用後に〇〇するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質疑はありませんか。なければ、報告事項のため、次に移ります。
議 長	日程第 4 議案第 3 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく届出について 1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 3 ページページをご覧ください。 報告者は〇〇さんです。 生産する農産物は〇〇で、経営面積は〇〇です。 売上高は〇〇まで〇〇万円です。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質疑はありませんか。なければ、報告事項のため、次に移ります。
議 長	日程第 5 議案第 4 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画の申請について、1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 4 ページ、地図は 2 ページをご覧ください。 認定電気通信事業者の行う、中継施設等の設置に伴う事業計画書が愛媛県に提出され、愛媛県から内容について調査依頼がありましたので、概要について報告を行ったものです。 所有権移転の案件で、渡人は〇〇さんです。受人は〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇です。 転用目的は、携帯電話サービスエリアの拡大及び品質改善を目的とする無線基地局を新設するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質疑はありませんか。なければ、報告事項のため、次に移ります。
議 長	日程第 6 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、2 件を議題といたします。 1 件目について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局	議案書の 5 ページ、地図は 3 ページをご覧ください。 1 件目、賃貸借権の設定で、継続の案件です。 貸人は〇〇さんの推定相続人〇〇さん、〇〇さんです。借人は〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇、栽培品目はキウイフルーツです。 利用権設定は、令和 7 年 1 月公告日から令和 10 年 12 月 31 日までの 4 年間で。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんから、内容説明をお願いします
担 当 委 員	事務局の説明のとおりで、〇〇さんは若くて、しっかりやれそうでした。ご審議よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	2 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	2 件目、使用貸借権の設定で新規の案件です。 貸人は〇〇さん、借人は〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇で、栽培品目は、柑橘です。 利用権設定は、令和 7 年 1 月公告日から令和 26 年 12 月 31 日までの 20 年間で。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇から、内容説明をいたします。
担 当 委 員	〇〇さんは、水稻農家で体調を崩しており、〇〇さんは親戚で今回、話が持ち上がったそうです。後は事務局の説明のとおりです。ご審議よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〇〇委員	新規就農ですね。こっちもやって、あっちもやって、大丈夫ですか。
事 務 局	今回、補助金をもらって新規就農する予定で、〇〇さんの息子さんにな

	ります。
〇〇委員	前もって農地を確保すると就農していることとみなされ、補助金はもらえないように聞いていたが、どうですか。
事務局	今は、就農前に農地を確保しても補助金をもらえることとなっています。現在の農地だけでは少ないので、新規に農地を確保しておきたいそうです。
議長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議長	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
11 時 18 分 閉会	

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____